日進市下水道事業経営戦略

計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度

公共下水道事業
農業集落排水事業

（北部処理区）

（梅森・南部処理区）

日進市都市整備部下水道課

目　次

公共下水道事業
１．事業概要
（１）事業の現況…… １
（２）民間活力の活用等…… ２
（３）経営比較分析表を活用した現状分析…… ３
経営比較分析表…… ４
２．将来の事業環境
（１）処理区域内人口の予測…… ５
（２）有収水量の予測…… ５
（３）使用料収入の見通し…… ６
（４）施設の見通し…… ６
（５）組織の見通し…… ６
３．経営の基本方針…… ７
４．投資・財政計画（収支計画）
（１）投資・財政計画（収支計画）…… ７
（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明…… ７
（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要
…… ９
５．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項……１０
投資・財政計画（収支計画）……１１

農業集落排水事業
１．事業概要
（１）事業の現況……１３
（２）民間活力の活用等……１４
（３）経営比較分析表を活用した現状分析……１５
経営比較分析表……１６
２．将来の事業環境
（１）処理区域内人口の予測……１７
（２）有収水量の予測……１７
（３）使用料収入の見通し……１８
（４）施設の見通し……１８
（５）組織の見通し……１８
３．経営の基本方針……１８
４．投資・財政計画（収支計画）
（１）投資・財政計画（収支計画）……１９
（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明……１９
（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要
……２０
５．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項……２１
投資・財政計画（収支計画）……２２

別添2－1

日進市下水道事業経営戦略（公共下水道事業）

団体名	日進市
事業名	公共下水道事業
策定日	令和 3 年 1 月
計画期間	令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度（供用開始後年数）	平成元年4月1日	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適（一部適用）
処理区域内人口密度	令和2年4月1日現在 約69人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	3処理区（北部処理区・南部処理区・梅森処理区）		
処理場数	2処理場（北部浄化センター・南部浄化センター）		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	単独公共下水道のため、流域下水道への接続は行っていません。 広域化・共同化については、愛知県による広域化・共同化ブロック会議に参画して、検討を進めています。 また、料金徴収等に関する事務を一部事務組合である愛知中部水道企業団へ委託しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使 用 料

<table>
<tr><td>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</td><td colspan="4">使用者が排除した汚水の量に関わらず発生する基本使用料と、排除した汚水の量に応じて発生する従量使用料で構成しています。なお、一般家庭用と業務用の区別はありません。

使用料（税抜き）
<table>
<tr><td rowspan="2">基本使用料
（1箇月につき）</td><td colspan="2">従量使用料（1箇月につき）</td></tr>
<tr><td>排除汚水量</td><td>1㎥につき</td></tr>
<tr><td rowspan="7">600円</td><td>10㎥まで</td><td>30円</td></tr>
<tr><td>10㎥を超え20㎥まで</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>20㎥を超え30㎥まで</td><td>110円</td></tr>
<tr><td>30㎥を超え40㎥まで</td><td>130円</td></tr>
<tr><td>40㎥を超え50㎥まで</td><td>150円</td></tr>
<tr><td>50㎥を超え100㎥まで</td><td>200円</td></tr>
<tr><td>100㎥を超えるもの</td><td>220円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>業務用使用料体系の概要・考え方</td><td colspan="4">使用者が排除した汚水の量に関わらず発生する基本使用料と、排除した汚水の量に応じて発生する従量使用料で構成しています。なお、業務用と一般家庭用の区別はありません。</td></tr>
<tr><td>その他の使用料体系の概要・考え方</td><td colspan="4">井戸水等を使用した場合の使用水量は、世帯員(同居人を含む。以下同じ。)1人1か月につき7㎥とする。
井戸水等を水道水と併用している場合は、世帯員1人1か月につき4㎥とする。
使用者が、汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を提出した場合は、その申告書に従った水量とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">条例上の使用料*2
（20㎥あたり）
※過去3年度分を記載</td><td>平成29年度</td><td>2,052 円</td><td rowspan="3">実質的な使用料*3
（20㎥あたり）
※過去3年度分を記載</td><td>平成29年度</td><td>2,509 円</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>2,052 円</td><td>平成30年度</td><td>2,530 円</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>2,052 円</td><td>令和元年度</td><td>2,261 円</td></tr>
</table>

各年度4月1日時点　　令和元年度は打切り決算による

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

職　員　数	令和2年10月1日現在 下水道課職員14名（再任用職員2名含む）
事業運営組織	令和2年10月1日現在 都市整備部 ー 下水道課（課長1名・主幹1名） ー 業務係：3名（再任用職員1名含む） 計画工務係：6名 管理係：3名（再任用職員1名含む）

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	北部浄化センターの運転管理には、3か年の包括的民間委託を導入しています。 南部浄化センターの運転管理には、3か年の長期継続契約を導入しています。 北部浄化センター及び南部浄化センターのし渣及び脱水汚泥運搬処分業務の一部に、3か年の長期継続契約を導入しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表として、令和元年度に公表されました平成30年度決算の経営比較分析表を添付しています。経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。
なお、指標の概要は以下のとおりとなります。

1．経営の健全性・効率性

①収益的収支比率
使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、年々改善されていますが、収益的収支比率が100％未満のため、単年度収支が赤字であることを示しています。

②累積欠損金比率
営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を示す指標で、平成30年度の時点では、地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

③流動比率
短期的な債務に対する支払能力を示す指標で、平成30年度の時点では、地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

④企業債残高対事業規模比率
使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標で、年々減少傾向となっており、全国平均、類似団体平均値と比較しても低い水準にあります。

⑤経費回収率
使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、類似団体平均値とほぼ同水準となっていますが、全国平均を下回り、やや低い水準となっています。また数値が100％に満たないことから汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを示しています。

⑥汚水処理原価
有収水量1㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標で、概ね150円で推移しています。

⑦施設利用率
施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、下水道整備に伴う供用開始区域の拡大により年々上昇していますが、類似団体平均値とほぼ同水準となっています。

⑧水洗化率
現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標で、類似団体平均値を上回っていますが、使用料収入の増加に直結することから更なる水洗化率向上の取組が必要となります。

2．老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、平成30年度の時点では、地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

②管渠老朽化率
法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、平成30年度の時点では、地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

③管渠改善率
当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、 平成30年度に更新した管渠はありません。

経営比較分析表（平成30年度決算）

愛知県　日進市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bc2	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	該当数値なし	74.64	93.70	2,052

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
90,772	34.91	2,600.17
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
67,900	9.66	7,028.99

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

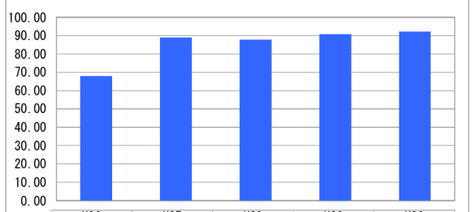

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	67.92	89.09	87.84	90.85	92.02
平均値					

②累積欠損金比率(%)

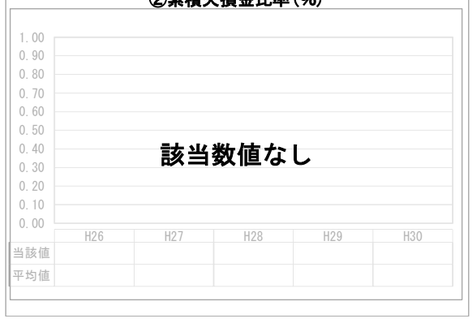

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値					
平均値					

③流動比率(%)

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値					
平均値					

④企業債残高対事業規模比率(%)

【682.78】

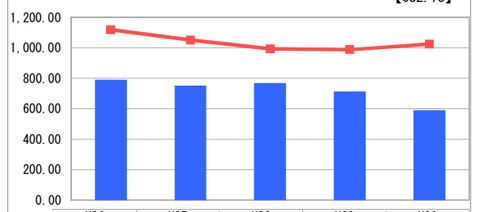

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	790.03	752.06	767.48	712.31	590.42
平均値	1,117.27	1,051.49	991.69	986.82	1,023.34

⑤経費回収率(%)

【100.91】

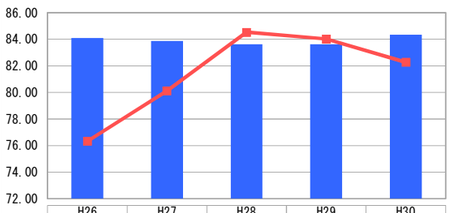

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	84.10	83.87	83.62	83.62	84.35
平均値	76.33	80.11	84.53	84.02	82.26

⑥汚水処理原価(円)

【136.86】

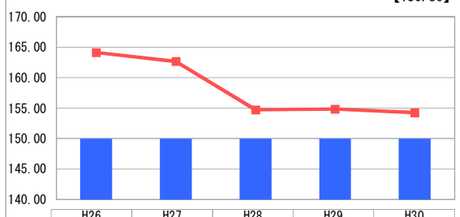

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	150.00	150.00	150.00	150.01	150.00
平均値	164.13	162.66	154.70	154.83	154.25

⑦施設利用率(%)

【58.98】

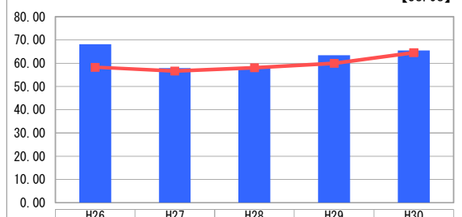

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	68.16	57.90	58.09	63.34	65.47
平均値	58.28	56.67	58.04	59.90	64.51

⑧水洗化率(%)

【95.20】

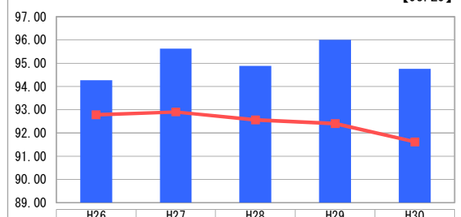

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	94.27	95.62	94.88	96.00	94.76
平均値	92.78	92.90	92.56	92.40	91.62

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値					
平均値					

②管渠老朽化率(%)

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値					
平均値					

③管渠改善率(%)

【0.23】

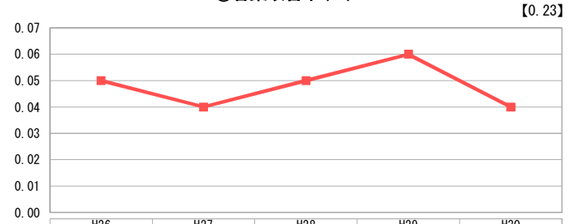

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.05	0.04	0.05	0.06	0.04

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、分流式下水道に要する経費の増加に伴う他会計繰入金の増額及び供用開始区域の拡大、大型商業施設の開業に伴う料金収入増加により総収益が増加したことに伴い比率が上昇している。今度も同程度で推移していく見込みである。
④企業債残高対事業規模比率については、料金収入の増加に加え、分流式下水道に要する経費及び企業会計移行経費の増加に伴う基準内繰入割合の増加に伴い、一般会計負担分が増加したことにより、比率が減少している。
⑤経費回収率については、供用開始区域の拡大、大型商業施設の開業に伴う料金収入増加により数値が改善し、類似団体平均を上回る状況となっている。
⑥汚水処理原価は、概ね１５０円で推移している。
⑦施設利用率は、供用開始区域の拡大及び大型商業施設の開業に伴い、処理水量が増加したため、利用率上昇につながった。
⑧水洗化率は、接続調査や接続依頼などの普及啓発により水洗化率の上昇に取り組むが、面整備の拡大に伴い、比率が低下する結果となった。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率は０％となっている。供用地区の拡大に建設財源を集中的に配分してきたが、今後はストックマネジメント計画に基づいた計画的な老朽化対策を進めていく必要がある。

全体総括

下水道使用料については、大型商業施設の開業に加え、引き続き整備区域の拡大を図っており、料金収入増加による経費回収率の改善要因となる見込みである。しかし、ストックマネジメント計画に基づく施設の老朽対策の本格的な取り組みに伴う費用増が見込まれている。
　そのため、経営状況を的確に把握し、長期的視点にたった安定的な経営を行うため、令和２年度から農業集落排水事業とあわせて、地方公営企業法の財務規定等を適用するとともに、令和２年度までに経営戦略の策定を予定している。

2. 将来の事業環境

（1）処理区域内人口の予測

将来行政区域内人口の推計には、コーホート要因法を用いて人口推計を行い、これを基に区画整理、大型マンション建設の地域特性を考慮して推計が行われています。現在の下水道全体計画では、ほぼ市内全域に下水道を整備する計画となっているため、行政区域内人口推計の人口増加率を参考数値として用いることとしました。計画期間中は、人口増加及び未普及地域における下水道整備による供用開始区域の増加を要因として、処理区域内人口は増加を続ける見込みとなっていますが、本市の将来人口推計において、令和22年（2040年）には100，942人まで増加しますが、令和27年（2045年）には100，545人と減少に転じているため、将来的には、処理区域内人口も減少に転じる可能性があります。

なお、処理区域内人口の予測値については、行政区域内人口推計の人口増加率を参考数値として用いて推計を行った供用開始済区域の人口に、下水道整備に伴う新規供用開始区域の人口を勘案することで、推計をしています。

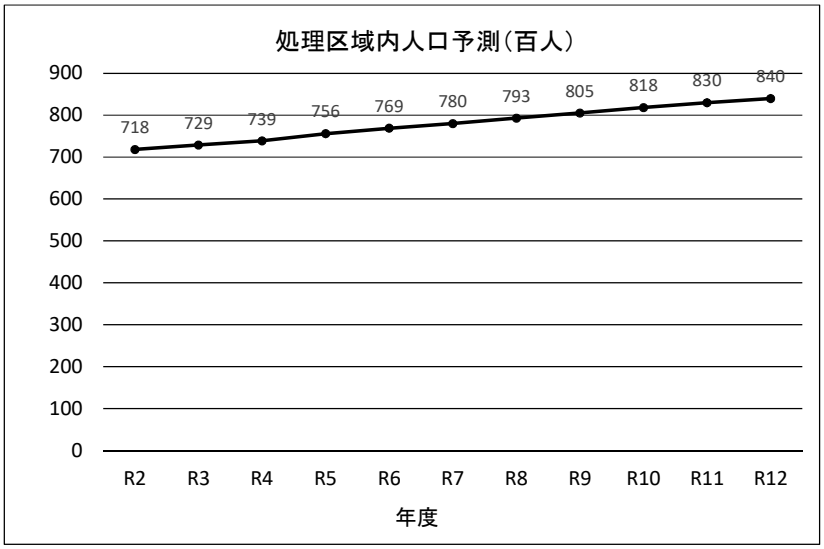

（2）有収水量の予測

有収水量は、毎年度着実に増加をしており、今後も供用開始区域内人口の増加及び未普及地域における下水道整備による供用開始区域の増加を要因として、有収水量も増加を続ける見込みとなっています。

なお、有収水量の予測値については、処理区域内人口予測を参考とした接続人口予測を基に1人当たりの年間想定有収水量を乗じて推計しています。

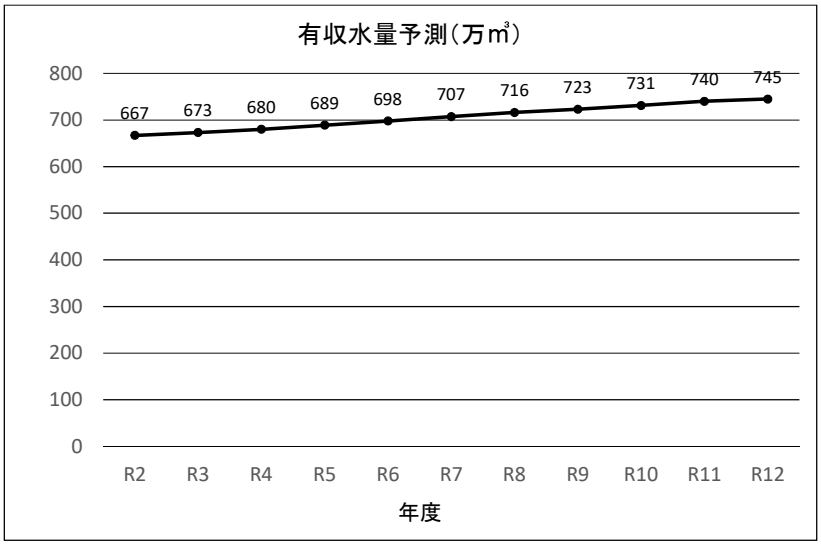

（3）使用料収入の見通し

下水道使用料については、毎年度着実に増加しています。今後も未普及地域における下水道整備を進めていくことで供用開始区域面積が拡大すること及び既に供用開始している区域における人口増加により、下水道使用料収入の増加が見込まれますが、下水道使用料の改定を行わない場合は、計画期間内において経費回収率が100%を下回る見込みとなります。

なお、下水道使用料の予測値については、有収水量の予測を基に使用料単価を乗じて推計しています。

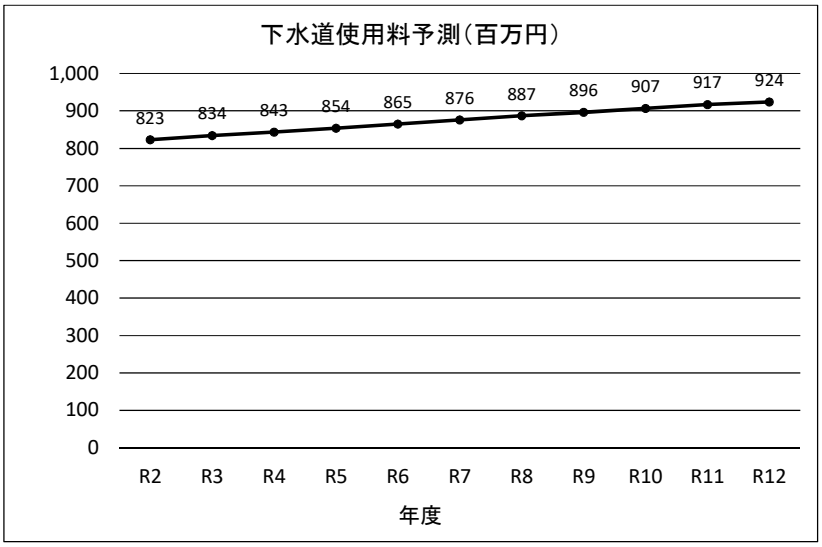

（4）施設の見通し

本市では、2つの処理場（北部浄化センター・南部浄化センター）と管渠約270km(令和2年4月1日現在）、マンホールポンプ27箇所の管理をしています。昭和59年度より管渠埋設工事を開始していることから、本市で埋設した管渠については、耐用年数を迎えていませんが、一部、施設移管を受けた団地の管渠で改築更新の時期を迎えていることから、ストックマネジメント計画に基づいて順次改築更新工事を進めていきます。

北部浄化センターについては、供用開始から30年以上が経過し、平成28年度から平成29年度にかけて耐震化工事を実施し、順次設備等の改築更新工事も進めています。また、南部浄化センターについても、供用開始から15年以上が経過し、設備等の更新時期を迎えつつあることから、北部浄化センター及び南部浄化センターについてもストックマネジメント計画を策定し、順次改築更新工事を進めていきます。

なお、現在、南部処理区の未普及地域の下水道整備を進めており、南部浄化センターの処理水量の増加が見込まれ、増設時期を迎えつつあることから、今回の計画期間内での増設に向けて検討を進めていく必要があります。

（5）組織の見通し

本市では、水道事業を一部事務組合である愛知中部水道企業団が実施しているため、水道部門との統合の予定はありません。

また、下水道課の職員数は、平成19年度から減少してきています。企業会計の導入、未普及地域の下水道整備事業、管渠や処理場の改築更新事業などを進めていることから年々事業量が増加していますが、効率的に業務を進めることで、今後も現在の組織体制を維持していくことを基本とします。

3. 経営の基本方針

本市の下水道事業は、昭和59年度から北部処理区で事業に着手して以来、順次管渠整備、処理場整備を進め、下水道人口普及率は77．3%（令和2年4月1日現在）となっています。しかし、県内の下水道人口普及率を下回っており、今後も引き続き未普及地域の解消を進めていく必要がありますが、その一方で老朽化した管渠の改築更新や処理場の設備更新時期も迎えつつあることから、経営の基本方針は、「安心・安全で持続可能な下水道サービスの安定的な提供及び安定した経営基盤による事業運営」とし、財源のみならず、経営資源となる人材や技術の確保にも努めます。

1．下水道の整備促進
下水道事業計画及び汚水適正処理構想に基づき、事業を進めていきます。また、未普及地域の下水道整備の進捗に合わせて南部浄化センターの増設を進めていきます。なお、下水道整備においては、コスト縮減に向けて低コスト技術を採用することで投資コストを抑え、早期概成を目指します。

2．老朽化対策
ストックマネジメント計画に基づき、計画的な管渠の改築更新と処理場の設備更新を行います。なお、処理場の設備更新時には、低コスト・省エネルギー機器の導入も含めて検討を進めていきます。

3．普及促進
衛生的な生活環境、河川の水質保全の維持を目的とし、社会インフラである下水道が整備されても未接続の状況では、下水道本来の目的が達成できません。令和2年4月1日現在の水洗化率（接続率）は、94．3%でありますが、更なる水洗化率向上に努めていきます。

4．安定した経営基盤
国庫交付金や企業債などの財源を活用して事業運営をしていきますが、自主財源としての下水道使用料の収入確保にも努めていきます。また、効率的な維持管理を行い、計画的で効率的な未普及地域の下水道整備や改築更新を進めることで投資の平準化を図り、過度な一般会計からの繰入れとならないように努めます。

5．その他
今後も限られた職員数で事業を実施していくこととなるため、技術職員の確保・育成とノウハウの構築に努めます。

4．投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別　紙　の　と　お　り
※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	下水道事業計画及び平成27年度末に策定した汚水適正処理構想に基づき、未普及地域の下水道整備を進めて行きます。 ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築更新を進めることで投資の平準化とコスト縮減に努めます。

●投資の目標に関する事項
計画期間内においては、未普及地域解消のための下水道整備と南部浄化センターの増設工事が続くことから、投資的経費は増加すると予測しています。特に南部浄化センターの増設工事には、多額の投資が必要になることから、未普及地域解消のための下水道整備は、計画期間以降も含めて投資の平準化を行うことで、一般会計からの繰入れが過度にならないように抑制することとします。
改築更新については、ストックマネジメント計画に基づき、計画期間以降も含めて投資の平準化を行うことで、コスト縮減に努めていきます。

1．管渠の建設・更新に関する事項
未普及地域における下水道整備では、コスト縮減に向けて低コスト技術を活用して事業を進め、改築更新については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築更新を進めることで、投資の平準化とコスト縮減に努めていきます。

2．処理場の建設・更新に関する事項
北部浄化センターについては、増設の計画はありませんが、南部浄化センターについては、南部処理区の未普及地域における下水道整備を進めていることから、流入量の増加が続き、計画期間中に処理場の増設が必要になってくることから、増設に必要となる投資を見込むこととします。
また、北部浄化センター・南部浄化センター共にストックマネジメント計画に基づき、順次、設備の改築更新を進めていくことで、施設の長寿命化と投資の平準化によりコスト縮減を進めていきます。

3．その他
防災安全対策として、北部浄化センターについては、耐震化工事を実施しており、また、南部浄化センターについては、設計時において耐震基準を満たしているため、処理場の耐震対策は、完了しています。今後も、施設の予防保全に努めるとともに、平成30年度に改定しました業務継続計画（BCP）に基づき、大地震などの被災を想定した訓練を継続的に実施していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	計画期間内における下水道使用料は、供用開始区域内人口の増加に合わせて増収を予測しています。計画期間中は、未普及地域解消のために下水道整備を進めていくことで供用開始区域が拡大していきますが、今後も公共下水道への接続促進に努めて現在の水洗化率（令和2年3月31日時点95．6%）の維持向上を目指し、将来的には、100%となるように目指すことで、使用料収入の確保に努めます。

1．下水道使用料収入の見通しに関する事項
計画期間内においては、未普及地域の下水道整備を推進することによる供用開始区域面積の拡大及び既に供用開始している区域における人口増加により、下水道使用料収入の増加を見込んでいます。なお、2（1）処理区域内人口の予測で記載したとおり、将来的には人口が減少していく予測となっていることから、長期的には、人口予測に合わせて下水道使用料収入も減少に転じる予測となります。

2．企業債に関する事項
未普及地域の下水道整備工事及び下水道施設の改築更新工事において、企業債の対象となる事業については、国庫交付金を除いて企業債を活用する計画としています。なお、借入期間については、現在と同様に据置期間無しの25年償還で算定しています。

3．資産の有効活用に関する事項
資産の有効活用による財源の確保は、見込んでいません。

4．繰入金に関する事項
繰入金については、一般会計が負担する基準内繰入金と使用料収入等で賄えない金額に充てる基準外繰入金を計画しています。一般会計からの繰入れは、必要最小限度とし、計画期間中の繰入額の年平均が、過去5年の年平均を上回らないように設定します。
なお、計画期間以降についての一般会計からの繰入金は、長期的には、減少していく予測となっています。

5．その他
現在、南部浄化センターで建設が進んでいる浄化槽汚泥等受入施設が令和4年度から供用開始予定のため、令和4年度以降は、浄化槽汚泥等受入に関する収入を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1．民間活力の活用に関する事項
北部浄化センターについては、引き続き包括的民間委託を採用していきます。

2．職員給与費に関する事項
職員数については、現在の職員数から大きな増減が無いものとして現状の体制を維持していくと想定し、令和3年度予算を基に職員給与費を算定しています。

3．動力費に関する事項
北部浄化センターの動力費は、包括的民間委託料に含まれています。なお、南部浄化センターの動力費及マンホールポンプの動力費は、接続人口増加による影響を加味して算定しています。

4．薬品費に関する事項
北部浄化センターの薬品費は、包括的民間委託料に含まれています。南部浄化センターの薬品費は、令和2年度決算見込みを基に接続人口増加による影響を加味して算定しています。

5．修繕費に関する事項
令和2年度決算見込みを基に算定しています。

6．委託費に関する事項
令和2年度決算見込みを基に算定していますが、汚泥運搬処理委託料など接続人口増加により委託料の変動が見込まれる委託料は、接続人口増加による影響を加味して算定しています。なお、北部浄化センターの包括的民間委託料や南部浄化センターの運転管理委託料は、委託期間ごとの変動を見込んで算定しています。

7．その他
下水道徴収事務負担金など事業に必要となる経費を計上しています。 また、現在、南部浄化センターで建設が進んでいます浄化槽汚泥等受入施設が令和4年度から供用開始予定のため、令和4年度以降は、浄化槽汚泥等受入に関する維持管理費用を見込んでいます。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊ （1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化メニューの検討及びメニューに対しての効果やスケジュールの検討を行い、令和4年度までに広域化・共同化計画を策定する予定としています。
投資の平準化に関する事項	未普及地域の下水道整備については、下水道事業計画及び汚水適正処理構想に基づき整備を進めていきますが、今後予定している汚水適正処理構想の見直しにおいて、投資の平準化を進めていきます。また、改築更新については、ストックマネジメント計画を定期的に見直すことで改築・更新の優先順位等を検討し、投資の平準化及びコスト縮減に努めていきます。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	未普及地域の下水道整備及び施設の改築更新についての民間活力の活用については、今後の検討課題と位置づけています。
その他の取組	特に予定していません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和3年度に企業会計移行後初めての決算を迎えることから、令和3年度に令和2年度決算数値を基とした経営指標等の検証を行い、必要に応じて経費回収率向上に向けたロードマップの作成を進めます。今後は、概ね5年ごとに下水道使用料改定の必要性に関する検証を行い、必要に応じて下水道使用料の見直しを行います。
資産活用による収入増加の 取組について	現在、未利用地となっている箇所は、利用計画があるため、資産活用については、検討の予定はありません。また、下水道施設の上部空間利用については、既に公園として利用がされていることから、資産活用による収入増加の取り組みについては、予定はありません。
その他の取組	近隣市町、県等と情報交換に努め、効果的な事例があれば、採用を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	現在導入している北部浄化センターの包括的民間委託は、引き続き採用していきます。併せて、南部浄化センターへの包括的民間委託導入の検討も進めていきます。また、マンホールポンプや管渠の維持管理についても民間活力の導入を検討します。
職員給与費に関する事項	事業の進捗状況や業務内容の変化に合わせて適切な職員数の配置に努めます。
動力費に関する事項	南部浄化センターについては、3市1町2組合の広域連携で行っている公共施設の電力共同購入に参加して、動力費の削減をしていることから、今後も継続していきます。
薬品費に関する事項	適切に薬品添加量を調整するとともに、コスト面も含め、より使用に適した薬品への変更を検討していきます。

修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画等に基づき、リスク管理及び修繕費の平準化に努めていきます。
委託費に関する事項	現在導入している包括的民間委託や長期継続契約については、引き続き採用していきます。併せて、南部浄化センターへの包括的民間委託導入の検討や統合できる委託業務については発注内容を検討し、経費の節減及び効率化に努めていきます。
その他の取組	更なる水洗化の促進、収納率向上など財源確保に努めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略については、計画期間中間時の5年毎に見直しすることを基本とし、見直しにあたっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析し、成果の検証と評価を行うとともに、Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）のサイクルを繰り返し行うことで継続的に改善を図っていきます。 また、毎年度の進捗管理として、下水道事業経営に影響を与える下水道使用料、有収水量、決算状況など、推計値と実績値の比較検証と、経営比較分析表により類似団体等との経営状況の比較を実施するものとします。 なお、本経営戦略の前提となる計画や財政条件などに大幅な変更が生じた場合には、随時、本経営戦略の見直しを行うこととします。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			令和2年（決算見込）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)	757,255	767,538	868,529	876,080	883,054	890,576	897,262	902,849	909,805	916,488	919,552
		(1) 料金収入	748,620	758,818	766,818	776,636	786,636	797,091	806,636	815,182	824,636	834,455	840,455
		(2) 受託工事収益 (B)											
		(3) その他	8,635	8,720	101,711	99,444	96,418	93,485	90,626	87,667	85,169	82,033	79,097
		2．営業外収益	1,276,170	1,243,877	1,076,351	1,062,762	984,521	932,473	920,064	980,817	1,022,853	961,671	927,060
		(1) 補助金	292,182	220,762	187,327	198,779	150,287	128,611	115,960	154,271	183,960	146,629	128,479
		他会計補助金	292,022	220,602	187,327	198,779	150,287	128,611	115,960	154,271	183,960	146,629	128,479
		その他補助金	160	160									
		(2) 長期前受金戻入	983,632	1,022,770	888,622	863,581	833,832	803,460	803,702	826,144	838,491	814,640	798,179
		(3) その他	356	345	402	402	402	402	402	402	402	402	402
		収入計 (C)	2,033,425	2,011,415	1,944,880	1,938,842	1,867,575	1,823,049	1,817,326	1,883,666	1,932,658	1,878,159	1,846,612
	収益的支出	1．営業費用	1,772,684	1,829,834	1,769,226	1,772,255	1,709,078	1,673,046	1,674,531	1,742,686	1,793,268	1,742,972	1,719,155
		(1) 職員給与費	92,402	99,933	99,933	99,933	99,933	99,933	99,933	99,933	99,933	99,933	99,933
		基本給	40,356	43,711	43,711	43,711	43,711	43,711	43,711	43,711	43,711	43,711	43,711
		退職給付費											
		その他	52,046	56,222	56,222	56,222	56,222	56,222	56,222	56,222	56,222	56,222	56,222
		(2) 経費	498,214	536,462	608,277	644,895	614,959	615,975	624,869	662,271	685,817	666,703	662,497
		動力費	27,610	28,234	29,047	29,500	30,154	30,621	31,226	31,602	32,215	32,658	33,152
		修繕費	50,202	45,831	46,500	46,658	47,306	47,469	48,116	48,291	48,912	49,065	49,697
		材料費											
		その他	420,402	462,397	532,730	568,737	537,499	537,885	545,527	582,378	604,690	584,980	579,648
		(3) 減価償却費	1,182,068	1,193,439	1,061,016	1,027,427	994,186	957,138	949,729	980,482	1,007,518	976,336	956,725
		2．営業外費用	144,681	134,150	123,935	115,169	107,982	101,058	94,623	92,684	91,040	85,768	79,766
		(1) 支払利息	143,369	133,434	123,254	114,468	107,334	100,431	94,005	92,017	90,332	85,099	79,115
		(2) その他	1,312	716	681	701	648	627	618	667	708	669	651
		支出計 (D)	1,917,365	1,963,984	1,893,161	1,887,424	1,817,060	1,774,104	1,769,154	1,835,370	1,884,308	1,828,740	1,798,921
	経常損益 (C)-(D) (E)		116,060	47,431	51,719	51,418	50,515	48,945	48,172	48,296	48,350	49,419	47,691
特別利益 (F)													
特別損失 (G)			19,188										
特別損益 (F)-(G) (H)			△ 19,188										
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			96,872	47,431	51,719	51,418	50,515	48,945	48,172	48,296	48,350	49,419	47,691
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			96,872	144,303	155,274	119,932	142,518	164,114	212,286	192,474	196,397	203,215	227,157
流動資産 (J)			217,576	258,842	222,820	201,465	201,659	215,097	323,306	282,860	201,913	191,619	208,761
うち未収金			100,756	102,129	103,206	104,527	105,873	107,280	108,565	109,715	110,987	112,309	113,116
流動負債 (K)			698,833	711,625	682,571	697,908	676,265	662,122	762,769	800,303	738,515	728,038	725,532
うち建設改良費分			584,257	586,048	586,147	578,461	573,649	562,398	582,619	608,683	625,145	623,777	619,744
うち一時借入金													
うち未払金			105,902	116,199	87,046	110,069	93,238	90,346	170,772	182,242	103,992	94,883	96,410
累積欠損金比率（ (I)/((A)-(B)) ×100 ）													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			757,255	767,538	868,529	876,080	883,054	890,576	897,262	902,849	909,805	916,488	919,552
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			757,255	767,538	868,529	876,080	883,054	890,576	897,262	902,849	909,805	916,488	919,552
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和2年（決算見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	168,500	253,200	297,693	425,321	338,113	313,694	793,549	826,427	399,290	315,963	328,576
		うち資本費平準化債											
		2．他会計出資金											
		3．他会計補助金	407,367	453,106	506,948	521,274	518,296	502,226	582,765	580,560	518,989	539,850	566,704
		4．他会計負担金	2,555	1,981	1,383	382	382	382	382	382	382	382	382
		5．他会計借入金											
		6．国（都道府県）補助金	435,855	512,015	154,597	276,078	216,764	221,391	825,539	851,694	238,749	221,419	228,066
		7．固定資産売却代金											
		8．工事負担金	355,525	344,412	66,746	73,541	66,627	62,208	65,626	70,088	72,133	62,971	63,556
		9．その他											
		計 (A)	1,369,802	1,564,714	1,027,367	1,296,596	1,140,182	1,099,901	2,267,861	2,329,151	1,229,543	1,140,585	1,187,284
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
		純計 (A)-(B) (C)	1,369,802	1,564,714	1,027,367	1,296,596	1,140,182	1,099,901	2,267,861	2,329,151	1,229,543	1,140,585	1,187,284
	資本的支出	1．建設改良費	1,064,899	1,176,431	681,158	978,949	764,417	721,391	1,880,716	2,009,918	849,762	736,560	762,947
		うち職員給与費	24,851	25,060	25,060	25,060	25,060	25,060	25,060	25,060	25,060	25,060	25,060
		2．企業債償還金	574,294	584,300	586,048	586,147	578,461	573,649	562,398	582,619	608,683	625,145	623,777
		3．他会計長期借入返還金											
		4．他会計への支出金											
		5．その他											
		計 (D)	1,639,193	1,760,731	1,267,206	1,565,096	1,342,878	1,295,040	2,443,114	2,592,537	1,458,445	1,361,705	1,386,724
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			269,391	196,017	239,839	268,500	202,696	195,139	175,253	263,386	228,902	221,120	199,440
補塡財源		1．損益勘定留保資金	197,416	187,480	193,705	172,947	168,155	161,479	156,202	174,762	176,950	172,084	169,003
		2．利益剰余金処分額			40,748	86,760	27,928	27,350		68,108	44,427	42,601	23,748
		3．繰越工事資金											
		4．その他	71,975	8,537	5,386	8,793	6,613	6,310	19,051	20,516	7,525	6,435	6,689
		計 (F)	269,391	196,017	239,839	268,500	202,696	195,139	175,253	263,386	228,902	221,120	199,440
補塡財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)			8,804,806	8,473,706	8,185,351	8,024,525	7,784,177	7,524,222	7,755,373	7,999,181	7,789,788	7,480,606	7,185,405

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	令和2年（決算見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	292,022	220,602	187,327	198,779	150,287	128,611	115,960	154,271	183,960	146,629	128,479
うち基準内繰入金	5,786	5,417	5,343	5,359	5,433	5,495	5,572	5,612	5,653	5,694	5,727
うち基準外繰入金	286,236	215,185	181,984	193,420	144,854	123,116	110,388	148,659	178,307	140,935	122,752
資本的収支分	409,922	455,087	508,331	521,656	518,678	502,608	583,147	580,942	519,371	540,232	567,086
うち基準内繰入金	2,555	1,981	1,383	382	382	382	382	382	382	382	382
うち基準外繰入金	407,367	453,106	506,948	521,274	518,296	502,226	582,765	580,560	518,989	539,850	566,704
合計	701,944	675,689	695,658	720,435	668,965	631,219	699,107	735,213	703,331	686,861	695,565

別添2－1

日進市下水道事業経営戦略（農業集落排水事業）

団体名	日進市
事業名	農業集落排水事業
策定日	令和 3 年 1 月
計画期間	令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度（供用開始後年数）	平成8年4月1日	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適（一部適用）
処理区域内人口密度	令和2年4月1日現在 約27人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1処理場（相野山浄化センター）		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	流域下水道への接続は行っていません。 広域化・共同化については、愛知県による広域化・共同化ブロック会議に参画して、検討を進めています。 また、料金徴収等に関する事務を一部事務組合である愛知中部水道企業団へ委託しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方

使用者が排除した汚水の量に関わらず発生する基本使用料と、排除した汚水の量に応じて発生する従量使用料で構成しています。なお、一般家庭用と業務用の区別はありません。

使用料（税抜き）

基本使用料（1箇月につき）	従量使用料（1箇月につき）	
	排除汚水量	1㎥につき
600円	10㎥まで	30円
	10㎥を超え20㎥まで	100円
	20㎥を超え30㎥まで	110円
	30㎥を超え40㎥まで	130円
	40㎥を超え50㎥まで	150円
	50㎥を超え100㎥まで	200円
	100㎥を超えるもの	220円

業務用使用料体系の概要・考え方	使用者が排除した汚水の量に関わらず発生する基本使用料と、排除した汚水の量に応じて発生する従量使用料で構成しています。なお、業務用と一般家庭用の区別はありません。			
その他の使用料体系の概要・考え方	井戸水等を使用した場合の使用水量は、世帯員(同居人を含む。以下同じ。)1人1か月につき7㎥とする。 井戸水等を水道水と併用している場合は、世帯員1人1か月につき4㎥とする。 使用者が、汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を提出した場合は、その申告書に従った水量とする。			
条例上の使用料*2（20㎥あたり）※過去3年度分を記載	平成29年度	2,052 円	実質的な使用料*3（20㎥あたり）※過去3年度分を記載	平成29年度 2,627 円
	平成30年度	2,052 円		平成30年度 2,517 円
	令和元年度	2,052 円		令和元年度 2,444 円

各年度4月1日時点　　令和元年度は打切り決算による

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

職員数	令和2年10月1日現在 農業集落排水事業専属職員は0名 下水道課職員が兼ねる 下水道課職員14名（再任用職員2名含む）
事業運営組織	令和2年10月1日現在 都市整備部 ー 下水道課（課長1名・主幹1名） ー 業務係：3名（再任用職員1名含む） 計画工務係：6名 管理係：3名（再任用職員1名含む）

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	相野山浄化センターの運転管理は、北部浄化センター（公共下水道事業）と合わせて3か年の包括的民間委託を導入しています
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表として、令和元年度に公表されました平成30年度決算の経営比較分析表を添付しています。経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。
なお、指標の概要は以下のとおりとなります。

1．経営の健全性・効率性

①収益的収支比率
使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、農業集落排水事業は、収益的収支比率が100％のため、単年度収支では、赤字となっていません。

②累積欠損金比率
営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を示す指標で、平成30年度の時点では、地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

③流動比率
短期的な債務に対する支払能力を示す指標で、平成30年度の時点では、地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

④企業債残高対事業規模比率
使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標で、企業債の借入れが無いため、当該値はゼロとなっています。

⑤経費回収率
使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、類似団体平均値、全国平均と比較して高い水準にありますが、数値が100％に満たないことから汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを示しています。

⑥汚水処理原価
有収水量1㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標で、類似団体平均、全国平均と比較して低い水準にあり、効率的に汚水処理を行っています。

⑦施設利用率
施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、類似団体平均、全国平均と比較して高い水準にありますが、今後も概ね同程度で推移すると予測されます。

⑧水洗化率
現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標で、100％を維持しています。

2．老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、平成30年度の時点では、地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

②管渠老朽化率
法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、平成30年度の時点では、地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

③管渠改善率
当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、 平成30年度に更新した管渠はありません。

経営比較分析表（平成30年度決算）

愛知県　日進市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	該当数値なし	0.27	77.94	2,052

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
90,772	34.91	2,600.17
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
245	0.08	3,062.50

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

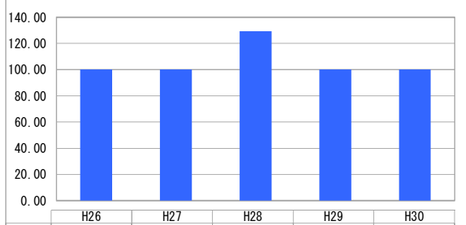

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	100.00	100.00	129.30	100.00	100.00
平均値					

②累積欠損金比率(%)

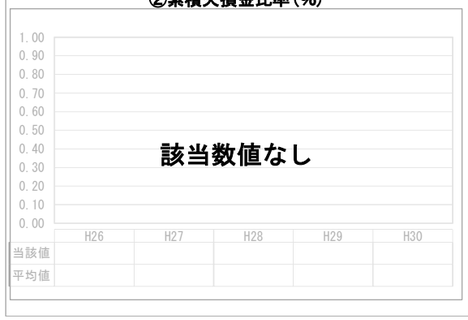

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値					
平均値					

③流動比率(%)

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値					
平均値					

④企業債残高対事業規模比率(%)

【747.76】

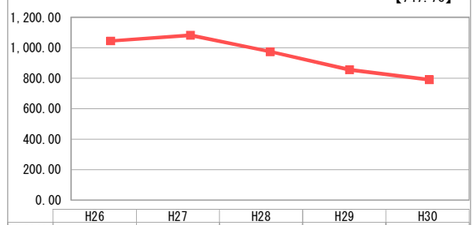

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	1,044.80	1,081.80	974.93	855.80	789.46

⑤経費回収率(%)

【59.51】

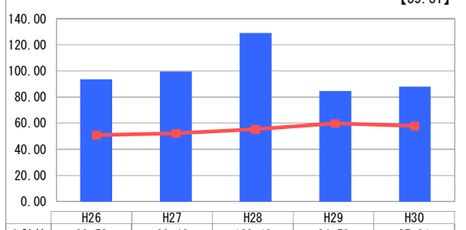

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	93.52	99.46	129.10	84.59	87.91
平均値	50.82	52.19	55.32	59.80	57.77

⑥汚水処理原価(円)

【261.46】

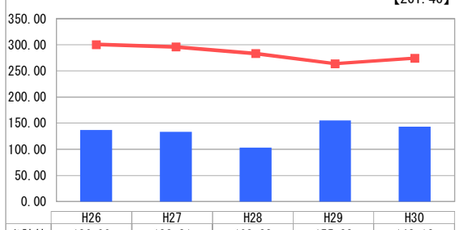

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	136.99	133.31	102.82	155.28	143.13
平均値	300.52	296.14	283.17	263.76	274.35

⑦施設利用率(%)

【52.23】

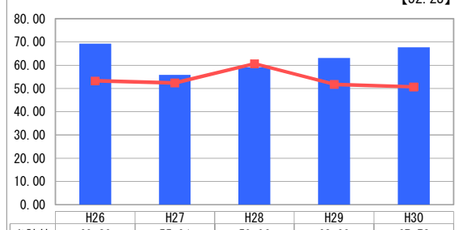

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	69.29	55.91	59.06	62.99	67.72
平均値	53.24	52.31	60.65	51.75	50.68

⑧水洗化率(%)

【85.82】

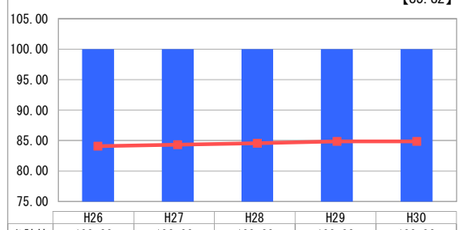

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
平均値	84.07	84.32	84.58	84.84	84.86

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

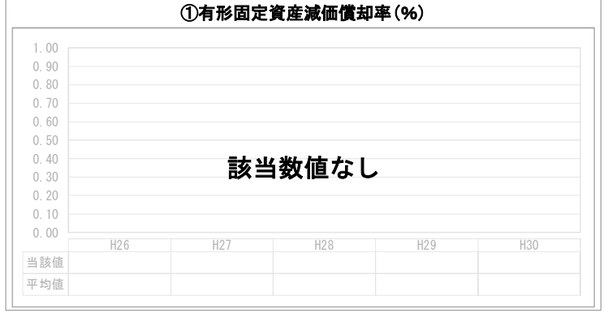

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値					
平均値					

②管渠老朽化率(%)

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値					
平均値					

③管渠改善率(%)

【0.02】

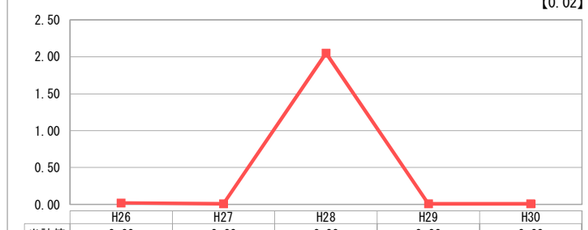

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.02	0.01	2.05	0.01	0.01

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、起債償還費がなく維持管理費を収益で賄えている状況にある。
⑤経費回収率は、前年度実施した処理場の水質悪化に伴う清掃業務の委託料が減少したため、数値が改善した。
⑥汚水処理原価は委託料が減少したため、前年度を下回る原価となったが、修繕の発生や年間有収水量が減っているため、Ｈ２８年度比では上昇している。
⑦施設利用率については、今後も供用開始地区の拡大の予定がないため、概ね同程度の比率になると想定される。
⑧水洗化率については、１００％を維持している。

今後、事業規模を拡大する予定はないため、引き続き、維持管理を主とする安定した経営を行う必要ががある。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率は０％となっている。応急的な修繕もほとんど発生していない状況であったが、農業集落排水施設等の機能診断調査に基づき、計画的な修繕を実施していく必要がある。

全体総括

経費回収率は１００％を下回るが、類似団体平均を上回っており、比較的健全な経営状況となっている。ただし、当該事業は、２００人規模と事業規模が小さく、今後実施していく老朽化対策が経営に与える影響は大きいため、計画的な修繕計画を実施していく必要がある。
また、経営成績や財政状況などの経営状況を的確に把握する必要があることから、令和２年度から公共下水道とあわせて、地方公営企業法の財務規定等を適用し、令和２年度までに経営戦略の策定を予定している。

2. 将来の事業環境

（1）処理区域内人口の予測

将来行政区域内人口の推計には、コーホート要因法を用いて人口推計を行い、これを基に区画整理、大型マンション建設の地域特性を考慮して推計が行われています。将来行政区域内人口の推計から、農業集落排水事業の区域を含む地区の推計を参考にして、農業集落排水事業区域内の人口を推計しています。なお、計画期間中は、処理区域内人口も増加する見込みですが、将来的には、僅かずつではありますが、処理区域内人口が減少に転じる可能性があります。

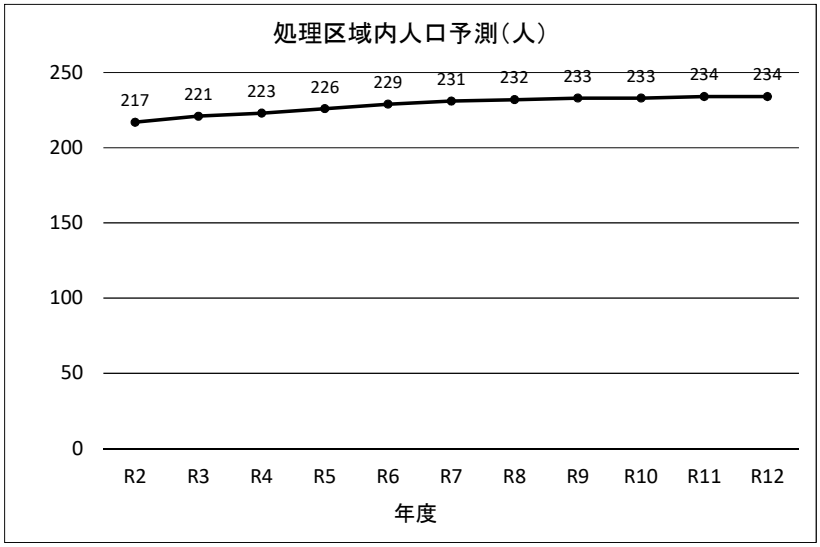

（2）有収水量の予測

供用開始区域内に小学校が1校あり、有収水量は、供用開始区域の規模が小さいため、小学校の実績に影響を受けています。有収水量の予測については、小学校と小学校以外に分けてそれぞれの直近の有収水量を参考にしています。処理区域内人口の予測及び小学校の児童数の予測が若干の増加傾向となっているため、計画期間中は有収水量も緩やかに増加していきますが、将来的には、僅かずつではありますが、有収水量が減少に転じる可能性があります。

なお、有収水量の予測値については、処理区域内人口予測を基に1人当たりの年間想定有収水量を乗じた値に小学校の予測値を加算して推計しています。

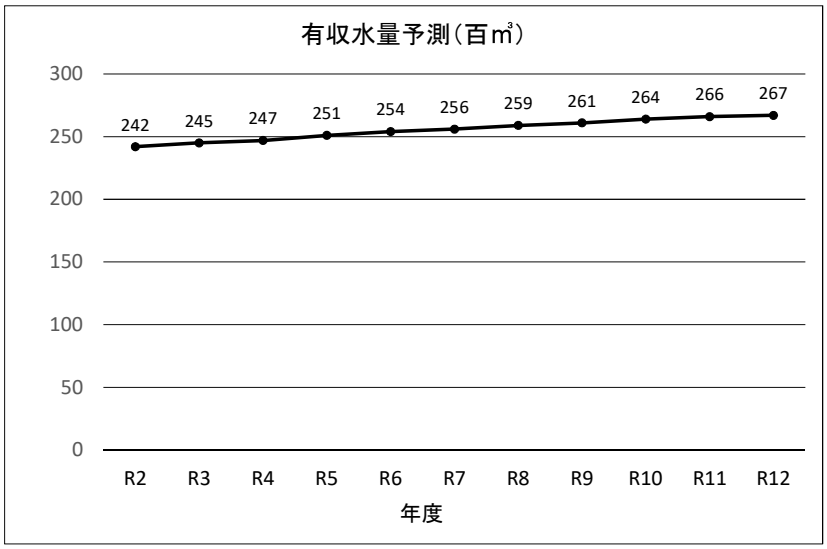

（3）使用料収入の見通し

農業集落排水使用料収入は、平成28年度をピークに減少を続けていましたが、将来推計における有収水量の増加により農業集落排水使用料収入は、若干の増加傾向となっています。なお、処理区域内人口予測や有収水量予測と同様に、計画期間中は農業集落排水使用料も緩やかに増加していきますが、将来的には、僅かずつではありますが、農業集落排水使用料が減少に転じる可能性があります。
なお、農業集落排水使用料の予測値については、有収水量予測を基に使用料単価を乗じて推計しています。

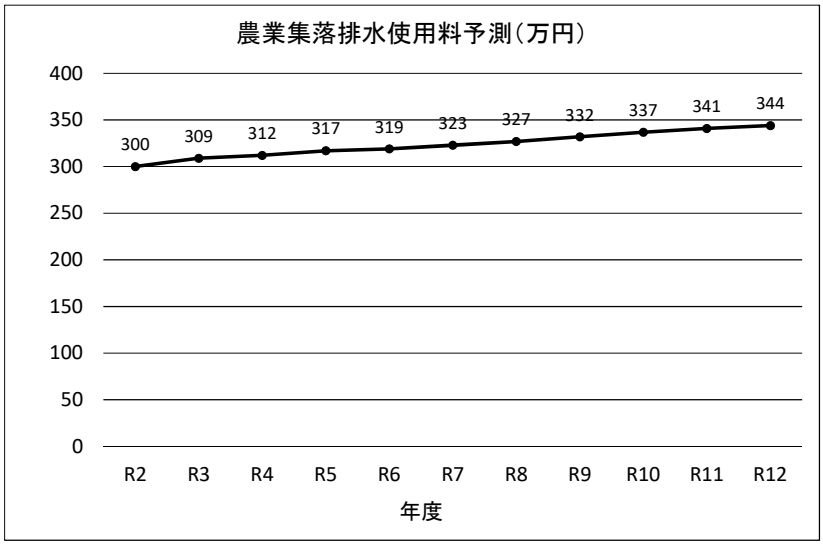

（4）施設の見通し

農業集落排水事業は、平成4年度から事業に着手して平成8年度から供用を開始し、1つの処理場（相野山浄化センター）と管渠約3km（令和2年4月1日現在）の管理をしています。農業集落排水事業については、供用開始区域の拡大予定がないこと、また施設自体が比較的新しいため、施設の長寿命化に資するように適正な維持管理と修繕を行います。

（5）組織の見通し

現在、農業集落排水事業専属の職員を配置せず、下水道課職員が兼ねています。今後も同様の組織体制とし、農業集落排水事業の専属職員は配置しない見込みです。

3．経営の基本方針

本市の農業集落排水事業は、平成4年度から事業に着手し、平成8年度から供用を開始して、現在に至っています。この区域は、市街化調整区域のため、供用開始区域内での建築も少なく、また、供用開始区域の拡大の予定もありません。このような区域の要因があることから、経営の基本方針は、「安心・安全で持続可能な農業集落排水事業サービスを将来にわたって安定的に提供していく」とします。

1．老朽化対策
施設の長寿命化に資するように適正な維持管理と修繕を行うとともに、最適整備構想に基づき、計画的に管渠の改築更新と処理場の設備更新を行います。なお、処理場の設備更新時には、低コスト・省エネルギー機器の導入も含めて検討を進めていきます。

2．安定した経営基盤
農業集落排水使用料と一般会計からの繰入金で事業運営をしていますが、引き続き自主財源としての農業集落排水使用料の収納率100％を維持できるように進めていきます。

3．その他
今後も限られた職員数で事業を実施していくこととなるため、技術職員の確保・育成とノウハウの構築に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別　紙　の　と　お　り

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	最適整備構想に基づき、計画的に施設の更新を行うことで、投資の平準化とコスト縮減を図ります。

1. 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
供用開始区域拡大の予定がないことから、取付管工事以外の管渠埋設工事は予定していません。また、改築更新については、最適整備構想に基づき、計画的に施設の更新を行います。

2. その他
最適整備構想に基づき、計画的に施設の更新を行うことで投資の平準化とコスト縮減を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	農業集落排水事業の主な財源である農業集落排水使用料の収納率100%を継続できるように努めます。

1. 農業集落排水使用料の見通しに関する事項
計画期間内においては、供用開始区域内の人口予測と連動して農業集落排水使用料も増加する見込みとなっていますが、将来的には、供用開始区域内人口の減少に合わせて農業集落排水使用料も減少する予測となっていることから、引き続き収納率100%を維持できるように努めていきます。

2. 企業債に関する事項
計画期間内においては、国庫交付金及び企業債の借入れ予定はありません。

3. 資産の有効活用に関する事項
施設の規模が小さいため、資産の有効活用については、特にありません。

4. 繰入金に関する事項
一般会計からの繰入れは、事業に支障が出ない必要最低限度とします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1. 民間活力の活用に関する事項
引き続き相野山浄化センターの運転管理は、包括的民間委託とします。

2. 職員給与費に関する事項
農業集落排水事業での職員給与費の支払いはありません。

3. 動力費に関する事項
動力費については、包括的民間委託に含まれています。

4. 薬品費に関する事項
薬品費については、包括的民間委託に含まれています。

5. 修繕費に関する事項
最適整備構想に基づき必要な費用を計上しています。

6. 委託費に関する事項
主な委託費として、濃縮汚泥処分委託と水質分析委託がありますが、今後も、現行発注方法を継続していく見込みです。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道への接続については、接続時期も含めて今後検討していくこととします。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想に基づき改築・更新の優先順位等を検討することで、投資の平準化に努めていきます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	施設規模、維持管理規模が小さく、単独での民間活力の活用は難しいため、予定していません。
その他の取組	特に予定していません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水使用料は、下水道使用料の規定を準用していることから、使用料の見直しは下水道使用料の見直しに合わせていきます。
資産活用による収入増加の取組について	施設規模が小さいため、資産活用による収入増加の取組は、予定していません。
その他の取組	近隣市町、県等と情報交換に努め、効果的な事例があれば、採用を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	現在導入している相野山浄化センターの包括的民間委託は、引き続き採用していきます。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業の専属職員の配置の見込みがないため、職員給与費は計上しません。
動力費に関する事項	動力費については、包括的民間委託に含まれています。
薬品費に関する事項	薬品費については、包括的民間委託に含まれています。
修繕費に関する事項	最適整備構想に基づき、リスク管理及び修繕費の平準化に努めていきます。
委託費に関する事項	現在導入している包括的民間委託については、引き続き採用していきます。他の委託についても現行制度を維持していく予定です。
その他の取組	使用料徴収については、引き続き愛知中部水道企業団に委託し、収納率100%を維持できるように努めます。

5．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略については、計画期間中間時の5年毎に見直しすることを基本とし、見直しにあたっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析し、成果の検証と評価を行うとともに、Plan（計画）−Do（実行）−Check（評価）−Action（改善）のサイクルを繰り返し行うことで継続的に改善を図っていきます。 また、毎年度の進捗管理として、下水道事業経営に影響を与える農業集落排水下水道使用料、有収水量、決算状況など、推計値と実績値の比較検証と、経営比較分析表により類似団体等との経営状況の比較を実施するものとします。 なお、本経営戦略の前提となる計画や財政条件などに大幅な変更が生じた場合には、随時、本経営戦略の見直しを行うこととします。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			令和2年（決算見込）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)	2,730	2,816	2,839	2,885	2,908	2,939	2,977	3,025	3,067	3,105	3,133
		(1) 料金収入	2,729	2,815	2,838	2,884	2,907	2,938	2,977	3,025	3,067	3,104	3,133
		(2) 受託工事収益 (B)											
		(3) その他	1	1	1	1	1	1				1	
		2．営業外収益	13,039	13,090	10,066	10,628	9,926	9,945	11,106	11,480	23,612	25,231	18,634
		(1) 補助金	3,862	4,046	3,225	4,021	3,251	3,219	3,479	3,427	15,510	17,129	10,514
		他会計補助金	3,862	4,046	3,225	4,021	3,251	3,219	3,479	3,427	15,510	17,129	10,514
		その他補助金											
		(2) 長期前受金戻入	9,177	9,044	6,841	6,607	6,675	6,726	7,627	8,053	8,102	8,102	8,120
		(3) その他											
		収入計 (C)	15,769	15,906	12,905	13,513	12,834	12,884	14,083	14,505	26,679	28,336	21,767
	収益的支出	1．営業費用	13,197	13,580	11,501	11,957	11,361	11,414	12,326	12,883	24,711	26,344	20,253
		(1) 職員給与費											
		基本給											
		退職給付費											
		その他											
		(2) 経費	4,259	4,515	4,754	5,398	4,727	4,714	5,578	5,091	16,609	18,242	12,133
		動力費											
		修繕費	455	910	910	1,587	910	910	910	910	12,689	14,320	8,211
		材料費											
		その他	3,804	3,605	3,844	3,811	3,817	3,804	4,668	4,181	3,920	3,922	3,922
		(3) 減価償却費	8,938	9,065	6,747	6,559	6,634	6,700	6,748	7,792	8,102	8,102	8,120
		2．営業外費用	355	372	297	370	300	297	320	316	1,414	1,561	960
		(1) 支払利息											
		(2) その他	355	372	297	370	300	297	320	316	1,414	1,561	960
		支出計 (D)	13,552	13,952	11,798	12,327	11,661	11,711	12,646	13,199	26,125	27,905	21,213
	経常損益 (C)-(D) (E)		2,217	1,954	1,107	1,186	1,173	1,173	1,437	1,306	554	431	554
特別利益 (F)													
特別損失 (G)													
特別損益 (F)-(G) (H)													
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			2,217	1,954	1,107	1,186	1,173	1,173	1,437	1,306	554	431	554
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			2,217	4,171	5,278	6,464	7,637	8,810	10,247	11,553	12,107	12,538	13,092
流動資産 (J)			6,169	7,945	8,981	10,181	11,249	12,395	13,036	14,034	14,563	14,883	15,382
うち未収金			104	107	108	110	111	112	113	115	117	118	119
流動負債 (K)			410	435	458	520	455	454	537	490	465	521	465
うち建設改良費分													
うち一時借入金													
うち未払金			410	435	458	520	455	454	537	490	465	521	465
累積欠損金比率（ (I)/((A)-(B)) ×100 ）													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			2,730	2,816	2,839	2,885	2,908	2,939	2,977	3,025	3,067	3,105	3,133
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			2,730	2,816	2,839	2,885	2,908	2,939	2,977	3,025	3,067	3,105	3,133
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和2年（決算見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債											
		うち資本費平準化債											
		2．他会計出資金											
		3．他会計補助金	1,538	166	2,049	1,127	980	686	17,580	5,226			
		4．他会計負担金											
		5．他会計借入金											
		6．国（都道府県）補助金											
		7．固定資産売却代金											
		8．工事負担金		137	137	137	137	137				137	
		9．その他											
		計 (A)	1,538	303	2,186	1,264	1,117	823	17,580	5,226		137	
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
		純計 (A)-(B) (C)	1,538	303	2,186	1,264	1,117	823	17,580	5,226		137	
	資本的支出	1．建設改良費	1,538	303	2,186	1,264	1,117	823	17,580	5,226		303	
		うち職員給与費											
		2．企業債償還金											
		3．他会計長期借入返還金											
		4．他会計への支出金											
		5．その他											
		計 (D)	1,538	303	2,186	1,264	1,117	823	17,580	5,226		303	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)												166	
補塡財源		1．損益勘定留保資金											
		2．利益剰余金処分額											
		3．繰越工事資金											
		4．その他										166	
		計 (F)										166	
補塡財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)													

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		令和2年（決算見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		3,862	4,046	3,225	4,021	3,251	3,219	3,479	3,427	15,510	17,129	10,514
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金	3,862	4,046	3,225	4,021	3,251	3,219	3,479	3,427	15,510	17,129	10,514
資本的収支分		1,538	166	2,049	1,127	980	686	17,580	5,226			
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金	1,538	166	2,049	1,127	980	686	17,580	5,226			
合計		5,400	4,212	5,274	5,148	4,231	3,905	21,059	8,653	15,510	17,129	10,514

日進市下水道事業経営戦略

発行　日進市
編集　日進市都市整備部下水道課
住所　〒４７０－０１９２
　　愛知県日進市蟹甲町池下２６８番地
ＨＰ　https://www.city.nisshin.lg.jp